

区民憲章最終まとめに向けた検討の方向性調査票（藤原委員）

前 文		
【方向性】	【代替案】	【基本となる考え方】の修正
(1 - 0 8 1 6)(3 - 0 2 1 0)(3 - 2 0 0 2) (3 4 0 0 3) 憲章・憲法的性格 自治基本条例・自治の手法を定める手続き法的性格 文京区の最高規範 自治体運営のすべてに適用される最高のルール、この条例の趣旨に反する決めで行われた決定は無効	[最後のパラグラフ] ・ ・ ・自治体運営の手法に関する最高（最上位）のルール（規範）として、この条例を定めます。	基本的な考え方は変わらないが、憲章という名称で最高規範となると、基本構想や他の条例を「包含」という意味に捉えられかねず、また文京区としての意志や方針が示されないことに対する不安を与えかねないので、名称変更とともに手続き法的性格を明確にする。
第 1 章 総則		
【方向性】	【代替案】	【基本となる考え方】の修正
(1 0 8 1 6)(2 - 0 8 2 0)(2 - 2 0 0 4) [1 - 1 目的] 案： 自治基本条例の性格を打ち出すことに伴い、条例の目的も地域自治の実現にしばり、「真に潤い・安らぎ・豊かさを実感できる」という理想の地域社会像は前文だけにとどめる。 案： 目的は豊かな地域社会の実現にしばり、協働・協治はあくまで目的を達成するための手段であることを明確にし、基本理念の章にゆずる。 いずれにしても、協働・協治に対する抵抗が	[1 - 1 目的] 案： この条例は、文京区における自治の理念を明らかにし、区民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者、区の権利や責務、およびそれらが協力し合うしくみを定めることにより、持続可能な地域自治を実現することを目的とします。 案： この条例は、・・・それらが協力し合うしくみを定めることにより、真に潤い・安らぎ・豊かさを実感できる地域社会を実現することを目的とします。	原案では基本となる考え方について、意見が割れていたようだが、あまり詰めていなかった。 か か迷っていますが、やや に傾いています。

<p>強いので、せめて定義の前にその言葉を使うことを避け、別のわかりやすい言葉に置き換える。</p>		
<p>第 2 章 基本理念</p>		
<p>第 1 節 協働協治の社会の創造</p>		
<p style="text-align: center;">【方向性】</p> <p>(2 - 0 8 2 0)(2 - 0 3 0 6)(3 - 0 5 0 4) 第 1 節 自治の理念 (または参画と協働) [2 - 1 - 1 参画] 目的に規定した自治の理念を前面に出す。 そして基本原則の参画 (2 - 2 - 4) を理念の冒頭にもってくる。 [2 - 1 - 2 協働・協治] 協治の概念になじみがないため、公共事業委託などを連想させ、丸投げ責任転嫁への不信感をよぶので、豊かな地域社会や区民の利益のため、という条件をしっかりと規定する。</p> <p>資料 2 6 号の例示にある「品格、洗練、成熟」等の言葉は、前文ならともかく、条文には相応しくないと思う。</p>	<p style="text-align: center;">【代替案】</p> <p>第 1 節 自治の理念 (または参画と協働) [2 - 1 - 1 参画] 各主体は、公共的な課題に対し主体的に意思を表明し、その解決を図るための活動に積極的に参画します。 [2 - 1 - 2 協働・協治] 各主体は、相互に理解を深め、それぞれの果たすべき責任と役割を分担し、豊かな地域社会と区民の利益のために力を合わせる、協働・協治の社会を築きます。</p>	<p style="text-align: center;">【基本となる考え方】の修正</p> <p>第 1 節の基本となる考え方に、協働・協治の前提として参画を加える。</p>

第 2 節 基本原則		
<p>(4 0 8 0 6)(4 - 0 8 0 7)</p> <p>〔 2 - 2 - 2 〕と〔 2 - 2 - 3 〕を入れ替えて、自己決定・自己責任の前に対等な立場の尊重をもってきた方が、すんなり納得できる。</p> <p>そして対等性を保障するために、区が支援することを盛り込む。</p> <p>〔 2 - 2 - 4 参画と協力〕は第 1 節に含めた方がよい。</p>	<p>〔 2 - 2 - 2 対等な立場の尊重〕</p> <p>各主体は、協働・協治の社会を創造するために、互いの理解と信頼のもとに対等な立場で活動し、また互いの自主的・自律的な活動を尊重します。</p> <p>区は各主体が対等な立場で活動できるよう、積極的に支援します。</p>	

第 3 章 区民等の権利、責務		
第 1 節 区民の権利、責務		
【方向性】	【代替案】	【基本となる考え方】の修正
<p>〔 3 - 1 - 1 区民の権利 〕 (5 - 0 4 0 6)(5 - 0 8 0 4)(4 - 2 0 0 4) 個人である区民と他の団体の権利が同等・同列ということに区民からの抵抗が強いようだ。 しつこいようだが、権利は区民だけに規定して(他の団体構成員も区民なのだから問題はないので)責務だけ個別に規定してはどうか。 (5 - 0 7 0 1) 協働・協治の社会の創造に参画する権利というのは、持って回った言い方でわかりにくい。 区政に参画する権利、まちづくりに参画する権利というようにしてはどうか。</p> <p>〔 3 - 1 - 2 区民の責務 〕 (5 - 0 8 0 5)(5 - 0 8 1 5) 「自主的な判断により参画します」は必要ないが、入れるなら責務ではなく権利にいれる。 また、自主的自律的活動の尊重は 2 - 2 - 2 (対等な立場の尊重) に含めて、責務の項をすっきりさせたい。</p>	<p>〔 3 - 1 - 1 区民の権利 〕</p> <ul style="list-style-type: none"> * 区民は・・・情報を知る権利を有します。 * 区民は、区政において、政策立案、決定、実施、評価の各段階に参画する権利を有します。 * 区民は、地域社会の担い手として、まちづくりや公共の課題の解決をはかる活動に参画する権利を有します。 * 未成年の区民は・・・参画の権利を有します。 <p>〔 3 - 1 - 2 区民の責務 〕</p> <p>区民は地域社会の担い手として、自主的・自律的に活動を行うとともに、自らの発言と行動に責任をもたなければなりません。</p>	

第 7 章 協働・協治の推進		
第 4 節 協働・協治の推進体制		
【方向性】	【代替案】	【基本となる考え方】の修正
<p>(2 - 0 1 0 9) 〔 7 - 4 - 3 協働・協治推進のしくみ〕 区は、実質的には平等でない各主体が、協働・協治の活動に対等かつ公平に参画できるよう、情報面、財政面で支援する責任がある。</p> <p>(1 1 - 0 4 0 1)(1 1 - 0 8 1 4) 〔 7 - 4 - 4 区の条例尊重義務〕 自治体運営のすべてに適用される最上位の条例として、この条例の趣旨に反する決め方で行われた決定は無効とする。既存の不整合の政策等は改廃等で徐々に整合をはかる。</p> <p>(8 - 0 3 1 2) 〔 7 - 4 - 5 区長の条例尊重義務〕新設 区長は就任にあたり、条例遵守を宣言する。 選挙により選ばれた区長がこの条例の趣旨に反対の時は、住民投票によりこの条例の改廃か区長の退任かを選ぶ。</p>		

第 5 章 区議会の責務 については(14 - 0610)(18 - 4002)の意見にもあるように、参考意見として別枠ではなく、整合性のある章立ての中で、区民会議の考えをまとめて提出すべきだと思います。二元代表であろうと区民会議の生い立ちがどうであろうと、委嘱を受けた区民代表として区議会がどうあるべきか答申することは、なんら問題はないはずです。答申を受けた区長がそれをどう扱うか、区議会がその内容を尊重するか無視するかは、区民会議の力の及ばないところですが、区民の率直な意見として最大限尊重して頂けることを願うばかりです。